

## 新型コロナウイルス感染症に関する会合開催時の対策と開催可否について

1. 会合開催時の対策について令和2年(2020年)6月23日に新潟市が示している「事業者向け新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン集」内の各業種共通「基本的取組」をもとに、以下の対応を行います。

### (1) 基本的取組

可能な限り人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下について対策を講じます。なお、施設での対策については実施会場の協力のものと行います。

- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用
- ・施設の換気
- ・施設の消毒

### (2) 濃厚接触者の発生を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

- ・会合には次の（ア）～（ウ）に該当する方のみ参加することができます。

（ア） 当日に発熱がないことを確認したもの

（イ） 当日に咳症状がないもの

（ウ） 濃厚接触者の経過観察期間に該当しないもの

- ・上記については、事前のお知らせ、当日の口頭説明により周知します。

### (3) 濃厚接触による感染を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

（ア） 入出時において、手指消毒用アルコール等による手洗いの実施を確認します。

（イ） 多数が接触する場所は必要最小限とします。

（ウ） 途中、発熱や咳の症状がみられた場合は、退出をお願いする場合があります。

- (4) 当協議会が開催する会合においては、全ての参加者の連絡先を把握することができることから、入出場の際の手洗いの強化および発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加を控えていただくなどの対策をしたうえで開催します。

### 2. 開催の可否判断について

社会状況を鑑み会合を延期または中止する場合があります。その場合は当協議会のウェブサイトまたはメールにより周知を行います。

以上

令和2年7月28日  
一般社団法人新潟ニュービジネス協議会  
会長 宇尾野隆